

fumotto勝手に十日市2026 出店募集要項

1)イベント概要(別紙参照)

2)募集内容

◇こんな方を募集いたします。

- ・別紙「イベント概要」へ強く共感できる方
- ・それを伝えたい!と心から思っている方

◇募集カテゴリ&出店料(2日間合計、税込、基本全2日間出店できる方)

※1日のみ出店希望の場合はGoogleフォーム内にてご相談ください。

1、骨董&アンティーク: 10,000円 6m×5m、テント持込+車両横付け駐車

2-1、クラフトマルシェ(物販): 8,000円 3m×3m、テント持込

2-2、クラフトマルシェ(食物販): 12,000円 3m×3m、テント持込

3、物産マーケット: 10,000円 3m×3m、テント持込

4、カラダパーク: 8,000円

5、PRステーション: 12,000円 3m×3m、テント持込

6、こども縁日: 15,000円 3m×3m、テント持込

7-1、グルメエリア(キッチンカー): 30,000円

7-2、グルメエリア(テント): 40,000円 3.6m×3.6m、テント貸出

※出店申し込み多数の場合は、主催者側で選考させていただく場合がございます。ご了承ください。

◇申込方法

以下、申込Googleフォームより(下記QRコード)

<https://forms.gle/xKTo5J1Nix1gGHDc7>

店舗情報、販売商品、お店の紹介や意気込みなど

フォーム回答内容の一部はWebSite/SNSへ転記いたします。



3)申込期間

2025年12月1日(日)9:00 ~ 2025年12月31日(水)17:00

4)出店説明会

ご出店いただく方は出店説明会へご参加をお願いしております。

会場: fumotto DINING(南アルプス市十日市場1571-1fumotto南アルプス内)

日時: 2026年1月26日(月)16:00~17:00(受付開始15:15~)

ご参加が難しい場合は、zoomでのハイブリット開催も予定しております。

5)出店者交流会

出店説明会後に交流会を開催いたします。任意参加ですが、奮ってご参加ください。

会場: fumotto DINING お食事: 軽食ブッフェ お飲物: フリードリンク

日時: 2026年1月26日(月)17:00~ ※出店説明会終了後、準備が整い次第開始

費用: ソフトドリンク>2,000円、アルコール有>3,000円、小学生1,000円

6)出店規約(裏面参照)

お申し込みの前に、ご確認ください。

お申し込みをいただいた時点で、出店規約や誓約書へ同意いただいていることとなります。

出店確定通知は、2026年1月6日までにメールにてご案内いたします。

fumotto勝手に十日市2026 出店規約

必ず以下をお読みいただいてからエントリーをお願い致します。

【出店条件について】

- ・以下の場合、出店をお断りさせていただきます。
政治、風俗、宗教、反社会的勢力、未成年のみ、その他主催者が不適切と思われる団体の資金調達がある
またはあったとみなされる場合。
- ・主催者の出店審査許可が下りた店舗。出店権利の譲渡や名義貸しは出来ません。

【当日のブース展開について】

- ・タープ(テント)、ウエイト、什器類はご自身でご準備ください。
- ・タープ(テント)は必ず重しをして、風に飛ばされないような設営してください。
- ・隣接するブースに迷惑にならないよう、決められた範囲内での展開をお願い致します。
- ・各出店者様の管理・責任のもと装飾、看板の設置などは自由です。風に飛ばされないようご注意ください。
- ・施設賠償責任保険へ加入していますが、出店者ご自身で責任を持って安全対策を踏まえた設営をしてください。

【電気の使用について】

- ・電源が必要な方は、1口500Wを1,000円/日(税込)にて手配いたします。フォームへご回答ください。
但し数に限りがあるため、希望に添えない場合がございます。

【搬入・搬出について】

- ・具体的な搬入・搬出時間、方法については、出店説明会にてご案内させていただきます。
- ・出店者駐車場は1店舗1台確保いたします。

【販売する物品について】

- ・「危険物や法律にふれるもの」「化粧品など、保健所/厚生労働省による規制対象品
(※あらかじめ主催者より許可したものは除く)」「開催主旨に不適当と思われるもの」の販売はできません。

【禁止事項について】

- ・火気(ガス・炭火・IH調理器)の使用は事前にご申請いただいた方に限り可能となります。
- ・申請なしの火気の使用はできません。使用の際には、消火器をご自身で用意し設置してください。
- ・法律・公序良俗に反する行為や来場者の迷惑となる行為、行き過ぎた勧誘行為は固くお断りいたします。
- ・出店者のブース内での喫煙、飲酒は禁止とさせていただきます。

【出店料について】

- ・出店料は、出店決定連絡時にご案内した方法(銀行振込または出店説明会時現金)でお支払いください。
- ・主催者判断で中止となった場合は、出店料を返金いたします。

【イベントの中止について】

- ・荒天を除き、雨天の場合でもイベントを開催します。
- ・強風、豪雨など警報などにより開催が難しいと主催者が判断した場合は、中止いたします。

【その他】

- ・事前の提出書類等は、遅滞なくご提出いただきますようご協力をお願い致します。
- ・主催者が出店にふさわしくないと判断した場合には、出店を取りやめていただきます。
- ・要項に変更があった場合には、適宜ご案内させていただきます。

fumotto勝手に十日市2026 誓約書

「fumotto勝手に十日市2026（以下、「本イベント」）」の出店に際し、その趣旨に従い、関係法令とともに下記の事項を厳守し、公序良俗に反しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり又はこの誓約に反した場合は、出店を差し止められ又は制限を受ける等いかなる処分を受けても異存ありません。

記

1、私(代表者)は出店に関する全ての行為について、関係法令の定めるところにより全ての責任を負います。また申請内容の確認のため、本イベント主催者が必要と認める場合には、提出した書類等について関係官庁に調査、照会することを承諾します。

2、自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。

- (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- (2) 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
- (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (6) (2)から(5)に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体、又は個人。
- (7) (2)から(5)に掲げる者をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれのある法人その他の団体又は個人。

3、2の者から不当な要求を受けた場合は、速やかに警察に通報いたします。

4、出店に際して認められた目的以外の行為(容認された物品以外のものの販売・展示等)は一切行いません。

5、主催者が指定した販売時間・販売場所等、出店ルールを順守いたします。

6、出店の意思がなくなり、若しくは出店が不可能となった場合には速やかに主催者に連絡し指示を受けます。

7、安全管理に万全を尽くし、火気の使用、車両の運行等について主催者の指示に従い、事故の未然防止に努めます。

8、食品を販売又は取り扱う場合においては、食品衛生法の定めるところにより衛生管理に十分に配慮し、主催者及び保健所の指導に従い食中毒の発生防止に努めます。

9、販売品目及び販売価格は主催者が容認した範囲のものとし、有害な商品及び実行委員会が不適と判断するものについては販売しません。

10、出店に際し、施設、物品等を滅失又は破損等した場合は、速やかに報告するとともに、これを現状に回復し、又は破損等を賠償します。

11、出店及びこれに関して発生した費用等はすべてこれを負担します。

本イベントが中止又は内容等が変更された場合も同様とし、これによって発生した費用、損害等について一切主催者に請求いたしません。

12、その他出店に関して疑義を生じた場合はその都度主催者と協議し、指示を受けます。